

「大阪・関西万博に向けた大阪産(もん)の活用拡大支援事業」仕様書

1 事業名

大阪・関西万博に向けた大阪産(もん)の活用拡大支援事業

2 事業目的・概要

大阪府では、活力ある農林水産業の振興を図るため、大阪産(もん)^{※1}のブランド力向上と販路拡大に取り組んでいる。大阪・関西万博は、府民や国内外からの来阪者に大阪産(もん)を味わっていただく絶好の機会であり、「大阪・関西万博を契機とした「未来社会」の実現に向けて（大阪版万博アクションプラン）」^{※2}（以下、「大阪版万博アクションプラン」とする。）を踏まえ、万博のインパクトを最大限に活かした、大阪産(もん)を活用した取組みを展開している。

大阪版万博アクションプランでは、万博会場の整備・運営にあたり、「未来社会の実験場」の実装には、特色ある生産品を生み出す農林水産業者等の参画が不可欠としており、万博への参画機会の拡大が課題となっている。

また、令和5年上半期には、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が策定している「持続可能性に配慮した調達コード」^{※3}（以下、「万博調達コード」とする。）に食品に関する個別基準が追加される予定である。

そこで、万博会場内での大阪産(もん)活用を働きかけるため、大阪産(もん)データベース^{※4}（以下、「データベース」とする。）に万博調達コードに適合する大阪産(もん)や「カーボンフットプリント」^{※5}（以下、CFPとする。）表示食品」等を追加するとともに、その検索機能を実装、一部英語化を行う。

あわせて、万博参加国に対して、大阪産(もん)の活用を働きかけるため、各国料理における大阪産(もん)の活用事例集等を制作する。

※1 大阪産(もん)：

大阪府域で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、水産物とそれらを原材料として使用した加工品

※2 大阪・関西万博を契機とした「未来社会」の実現に向けて（大阪版万博アクションプラン）：

万博のテーマやコンセプトを踏まえ、その強みが発揮できると考えられる項目ごとに「めざす姿」を明示し、直面する課題と国への要望事項をとりまとめたもの

<https://www.pref.osaka.lg.jp/seicyo/expoap/index.html>

※3 持続可能性に配慮した調達コード

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会より発表されている、万博会場内の物品やサービスの調達基準。R5年上半期に食品に関するコードが発表される予定

<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>

※4 大阪産(もん)データベース

府内産農林水産物の魅力や仕入れに必要な情報を集約したデータベース

<https://osaka-mon.org/>

※5 カーボンフットプリント

Carbon Footprint of Products の略称で、商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO2 に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組み

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日曜日）まで。

4 委託上限額

37,841,000円（税込） ※本事業を履行するのに必要なすべての経費を含む

5 委託業務内容及び提案を求める事項

(1) データベースの拡充

ア 掲載項目の追加及び検索機能の実装

- ・ 下記2項目を掲載する項目をデータベースの商品情報に追加するとともに、その検索機能を実装すること。
- ・ 追加・実装にあたっては、データベースの閲覧者にとってわかりやすい表示、検索結果となるよう工夫すること。
- ・ 追加機能を実装する前には、現行のデータベースの設計内容を精査のうえ、その設計方針に齟齬がないよう、設計を行うこと。

<追加する項目>

- ① 万博調達コードへの適合及びそれに関する留意事項
- ② CFP 表示の有無及びその内容

イ 紹介ページの作成

- ・ 下記内容をわかりやすく紹介するページを作成すること。作成にあたっては、閲覧者に対して、活用のメリットが明確に伝わるよう工夫すること。なお、②については、府より説明の元となる情報を提供する。

<紹介する内容>

- ① 万博調達コード適合商品（万博調達コードの説明を含む）
- ② CFP 表示商品

ウ コンテンツ登録

- ・ (2)で作成するコンテンツ（商品及びその生産者の情報、中間事業者の情報）を登録すること。
- ・ (1)アで追加する項目について、その内容を登録すること。対象は、掲載済みの商品及び令和5年度に掲載する商品とする。登録内容については、府の指示に従うこと。なお、該当件数は、下記のとおり、見込んでいる。

- ① 万博調達コードへの適合及びそれに関する留意事項：140 件程度
- ② CFP 表示の有無及びその内容：30 件程度

エ データベースの英語化

- ・データベースの英語版を作成すること。英語化の対象は、下記のとおり。
- ・英語と日本語の文字数の違いに留意し、レイアウトの最適化を行うこと。
- ・翻訳については、ネイティブチェックを行うこと。

<英語化する対象>

- ① TOP ページ
- ② (1)アで追加する項目「①万博調達コードへの適合」を満たす商品のページ
- ③ ②に該当する商品の生産者のページ
- ④ ②に該当する商品及び③に該当する生産者の検索に関するページ
- ⑤ 「お知らせ」ページ
- ⑥ 「ご利用案内」ページ
- ⑦ 「このサイトについて」ページ
- ⑧ (1)イで作成するページ
- ⑨ 「(4)ア 英語版デジタルカタログの制作」に必要なページ

【提案を求める事項】

- ・データベースの拡充（掲載項目の追加、検索機能の追加、英語化）にあたり、その内容が閲覧者にとって、わかりやすいものとするための工夫を具体的に提案してください。
- ・紹介ページの作成にあたって、その内容をわかりやく伝えるための工夫を、具体的に提案してください。

(2) 大阪産(もん)データベースに掲載するコンテンツの作成

ア 商品情報および生産者情報

- ・大阪産(もん)データベースに掲載する、万博調達コード適合商品や CFP 表示商品（約 140 商品）について、生産者に対する取材と生産物（収穫前の状態を含む）の撮影を行い、テキストコンテンツ及び画像コンテンツを作成すること。詳細は、府と協議のうえ、決定するものとする。
- ・掲載する商品及び生産者に関する情報は、事業受託後、大阪府より提供する。ただし、天候不良等により、品目や生産者に変動が生じることがあるので、都度、大阪府の指示に従うこと。なお、掲載する商品は、大阪府において、複数回の公募等を行い、決定する予定である。このため、委託事業者への情報提供も、事業受託後、複数回に分けて行うことを予定している。
- ・取材については、取材先である生産者の要望等に十分配慮すること。
- ・取材や撮影の時期は、商品の生育状況等で変動するため、柔軟に対応できる人員体制を確保すること。
- ・取材にあたっては、商品に関するストーリーを引き出すよう工夫すること。特に、その商品にまつわる「食文化」等、以下に示す「想定される魅力のキーワード」を参考に、飲食店が仕入先を

選定するうえで魅力となる要素を引き出すことを重視すること。

※想定される魅力のキーワード

キーワード	例
食文化	・自然の美しさや季節の移ろい、正月などの年中行事、地域の伝統行事（祭りや神社仏閣への奉納等）との関わり ・伝統的な食べ方（郷土料理等）
歴史的背景	・生産が始まった時期やその地域での生産が盛んになったきっかけ
他地域との差別化	・特殊な栽培方法の採用や厳格な出荷基準の設定など、高品質を保証するための取組み
テロワール	・生育地の地理、地勢、気候などに起因して生まれる、作物の特徴
サステイナブルな取組み	・農薬と化学肥料の利用削減、水産資源の保護等、環境負荷を低減するための取組み
「弱み」の克服	・曲がりやすい、傷つきやすい、といった食材がもつ「弱み」と、品種改良や調理上の工夫など、その「弱み」を克服した過程や方法
鮮度へのこだわり	・収穫日当日の出荷、昼網（午後に水揚げされる水産物）の納品など、鮮度を保った状態での提供

- ・撮影にあたっては、その商品の魅力が最も効果的に伝わる構図で撮影すること。また、商品を効果的に見せるために必要な容器、小道具等は受注者にて用意すること。
- ・商品の撮影は、1商品最低5カットは行い、採用しなかったものも含めて、大阪府に提出すること。大阪府は、提出された写真を大阪府の SNS や HP で利用するほか、関連事業における商品 PR のために利用することがある。
- ・年度内に商品の撮影が行えないもの（例えば、掲載が9月に決定した生鮮品で、その収穫時期が4～8月であるもの）については、商品の生産者及び府と協議のうえ、生産者等から写真の提供を受ける等の方法で、データベースに掲載する写真を確保すること。
- ・取材と撮影にあたっては、生産者が把握しているターゲットや利用シーン、商品特徴だけでなく、飲食店及び飲食店に食材を納入する流通業者が、商品の利用を積極的に検討するきっかけとなるような魅力を引き出すこと。また、他の産地と比較した場合に、府内産農林水産物がもつ優位性についても、明らかにするよう努めること。
- ・コンテンツについては、完成したものから順次、大阪府へ提出し、その内容について点検を受けること（月1回の事業報告（「8 委託事業の実施状況の報告」に記載）と共に提出することを、提出の目安とする）。

イ 商品情報および生産者情報

- ・大阪産(もん)データベースに掲載する、加工・流通事業者の情報（5社程度）を作成すること。掲載する事業者の情報は、事業受託後、大阪府より提供する。事業者に対して、電話・メール等の方法でヒアリングを行い、掲載に必要な情報を収集すること。

【提案を求める事項】

- ・取材を行うにあたり、商品の魅力を最大限に引き出すための工夫について、具体的に提案してください。
- ・商品の魅力が最も効果的に伝わる構図で撮影するための工夫について、具体的に提案してください。また、提案には、サンプル3点を含めてください。サンプルは、農林水産物の写真とそのキャプション（100～200文字程度）とし、うち1点は、トマトとしてください。サンプルとして用いる農林水産物の品種、産地、生産時期、撮影時期等は問いません。
- ・取材方法について、収穫時期等を考慮したうえで、効率的に実施するための工夫を具体的に提案してください。

(3) 大阪産(もん)データベースの管理・運用

- ・データベース TOP ページに設置されたカルーセルやお知らせを定期的に更新すること。更新内容は、府から指示するほか、閲覧状況から必要と判断されるものとする。なお、カルーセルの更新には、その画像データの作成も含む。
- ・データベースの掲載内容に関して、簡易な更新（担当者名や連絡先の変更など、純粋な文字の修正。もしくは、掲載写真の追加・差し替え・削除）に対応すること。更新内容は、年間30件程度を予定しており、その内容は、大阪府より指示する。
- ・データベースの維持に必要な経費（サーバー連絡料、ドメイン維持料等）を委託費の中から支出すること。
- ・定期的にバックアップ等を行い、障害が発生した際に最新の状態に復元できるよう管理すること。
- ・システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限とするため、万全のセキュリティ対策を講じること。障害等が発生した場合は、速やかに復旧をはかると共に、大阪府へその内容を報告すること。
- ・定期的に、データベースの閲覧状況を分析し、閲覧数を向上させるための取組みについて、府へ提案を行うこと。

【提案を求める事項】

- ・円滑にデータベースを運用するための工夫について、具体的に提案してください。

(4) 万博参加国への働きかけツールの作成

ア 英語版デジタルカタログの制作

- ・令和4年度に制作した、大阪産(もん)のデジタルカタログの英語版を制作すること
- ・制作にあたっては、データベースと連動しているハイパーリンク、QRコードについても、英語版とリンクさせること。
<https://osaka-mon.org/>
- ・英語版がないリンク先については、その内容、ハイパーリンク・QRコードの設定等について、府の指示に従って、変更すること。
- ・作成したデジタルカタログは、データベースと同じサーバー内に公開すること。あわせて、印刷にも対応できる、編集可能なデザインデータ及びPDFを大阪府へ納品すること。

イ 大阪産(もん)の活用事例集

- ・各国料理における大阪産(もん)の活用例をまとめた事例集を作成すること。カタログのページ数は、表紙等を含めて4ページ以上4の倍数とすること。
- ・事例集は、万博参加国に対して、大阪産(もん)の活用を働きかけることを前提に、その内容を構築すること。
- ・事例集に掲載する料理、食材やデザインについては、事前に受注者が複数の案を提示したうえ、大阪府と協議のうえ、決定すること。デザインについては、その後、複数回、大阪府が校正を行えるようにすること。
- ・掲載する写真は、本事業で撮影を行ったものだけでなく、既にレストランやホテルで利用されているもの等を調達して掲載してもよい。ただし、撮影や調達に係る一切の費用は、受注者で負担すること。また、撮影を行う場合、撮影に必要なキッチンスタジオ、調理人、食材等の手配は、受注者が行うこと。
- ・作成した事例集は、データベースと同じサーバー内に公開すること。あわせて、印刷にも対応できる、編集可能なデザインデータ及びPDFを大阪府へ納品すること。

<事例集の掲載内容について>

- ① 5種類以上の料理を掲載すること。また、アメリカ・アジア・中東・欧州・アフリカの料理を各々1品以上含むこと。
- ② 活用例として提示する大阪産(もん)については、万博参加国が調達を検討する可能性が高いものを選定すること。

【万博参加国が調達を検討する可能性が高い大阪産(もん)の例】

- ・鮮度が問われるため、万博会場近郊からの調達が必要とされる葉物野菜
- ・大阪・関西万博がその準備・運営にあたり取り組んでいる、カーボンニュートラルの実現に資する、CFP表示商品

【提案を求める事項】

- ・活用事例集の閲覧者に大阪産(もん)への興味を喚起し、その活用を検討させるための内容(掲載する料理名や活用を提示する大阪産(もん))やデザイン上の工夫について、具体的に提案してください。

(5) 大阪産(もん)データベースの活用に関する働きかけ

ア 万博参加国等への働きかけ

- ・下記対象に、データベースの活用方法等を紹介し、大阪産(もん)の活用を働きかけること。

<働きかける対象>

- ① 万博参加国の在阪領事館等
府より対象先リストを提供する。対象は50件程度。
- ② 府が指定する会議等の参加者
府もしくは府の連携団体等が開催する、府内飲食店等が集まる会議や説明会を指定する。指定された会議等に参加し、データベースの紹介や大阪産(もん)の活用を促すこと(年5回程度)

イ 広報物の印刷

下記、働きかけにあたり必要な広報物を、合計で 3,000 部以上、印刷すること。なお、大阪産(もん)デジタルカタログ(日本語)に必要なデータは、府より提供する

- ・大阪産(もん)デジタルカタログ(日本語)
- ・大阪産(もん)デジタルカタログ(英語)
- ・大阪産(もん)活用事例集

ウ データベースの紹介資料の作成

府内飲食店等に対して、データベースの紹介や活用の働きかけを目的とした、下記 2 種類の資料を作成すること。

- ・PowerPoint スライド 1 枚(電子メールへの添付資料を想定)
- ・15 分程度の説明に用いる資料(アの②の会議や説明会での使用を想定)

【提案を求める事項】

- ・対象者に対する、効果的な働きかけ方について、具体的に提案してください。

(6) 事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

- ・事業を実施していく上で十分な運営体制が整備されていること。
- ・事業の統括責任者、及び業務(データシステム、生産者への取材、広報ツールの作成)毎の責任者を配置し、府からの指示に速やかに対応できる体制をとること。
- ・契約期間全体を通じて、事業実施のスケジュールを想定し、その運営について十分な体制が継続的に維持されていること。

【提案を求める事項】

- ・過去(5年以内)に、デジタルカタログやHP、雑誌の制作など、食材の魅力を主に文章と写真で伝える必要がある事業の実績について、その成果を明記してください。
- ・契約期間内の全体スケジュール、実施体制、人員配置について提案してください。

6 委託事業の実施上の留意点

(1) 経費について

- ・本事業に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

(2) 著作権及び個人情報の保護等について

- ・本事業の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む)、情報(個人情報を含む)等については、大阪府に帰属するとともに、本事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。また、制作するデータベース(ウェブシステム)

及び万博参加国への働きかけツールで使用する著作物（写真、文章、映像、音声等）に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

(3) 再委託について

- ・業務の主要な部分や契約金額の相当部分を、他の法人等に再委託することは認められないが、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待されるときは、大阪府と協議し、承認を得ること。

◆承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、大阪府に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、大阪府の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、大阪府の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託業務であることを説明し、本委託業務の関係書類等を本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、大阪府からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を大阪府に提出し協議しなければならない。
- (6) 受注者は、委任した事務、業務が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

(4) その他

- ・受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- ・提案事業の実施にあたっては、受注者は大阪府と事前に十分協議して進めていくこととし、その事業内容の最終決定に際しては、大阪府は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

7 委託事業完了後の提出物

(1) 提出物

- ・受注者は、事業終了後速やかに、事業で実施した業務について、その内容・結果等を記載し、以下のものを大阪府に納品すること（詳細は別途協議とする）。
 - ① 事業完了報告書
 - ② その他大阪府が指示するもの

(2) 納品形態

- ・各1部を紙媒体で提出すること。また、電子データをCD-R又はDVD-Rにより1部提出すること。

8 委託事業の実施状況の報告

- ・受注者は、契約締結後、月に1回以上、本事業の実施状況を書面により大阪府に報告すること（報告様式は府と協議のうえ、決定する）。
- ・受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- ・大阪府は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

9 書類の保存

- ・受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

10 その他

- ・受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・受注者は、事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- ・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・受注者は、見積りの詳細について、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- ・受注者は、関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、大阪府と受注者で協議の上、業務を遂行すること。